

## 障害者スポーツ団体等活動支援事業助成金交付要綱

(交付の目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、障害者スポーツの振興や普及啓発を図るため、栃木県において組織されている障害者スポーツ団体及び障害者スポーツ支援団体（以下「障害者スポーツ団体等」という。）に対し、予算の範囲内において、その活動や運営に要する経費の一部として障害者スポーツ団体等活動支援事業助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体、対象事業の種類、対象経費及び交付限度額)

第2条 助成対象団体は、障害者スポーツ団体等として組織し、活動が年間を通じて行われ永続できる体制であり、特定非営利活動法人 栃木県障害者スポーツ協会（以下「本協会」という。）が承認した団体であること。

2 承認に当たっては、当該団体が設立されてから概ね2年を経過しているものであること。ただし、本協会長が特に承認した場合はこの限りではない。

3 助成対象事業の種類、助成対象経費及び交付限度額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 助成金の交付の申請をしようとする障害者スポーツ団体等は、次に掲げる書類を別に定める期日までに本協会長に提出するものとする。

- (1) 障害者スポーツ団体等活動支援事業助成金申請書 (様式第1号)
- (2) 障害者スポーツ団体等概要書 (様式第2号)
- (3) 団体構成員一覧 (様式第3号)
- (4) 障害者スポーツ団体等活動支援事業計画書 (様式第4号)
- (5) 障害者スポーツ団体等活動支援事業収支予算書 (様式第5号)

(交付の決定)

第4条 本協会長は、障害者スポーツ団体等から助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適正と認めたものについて予算の範囲内で助成金の額を決定し、その旨を障害者スポーツ団体等に通知するものとする。

(助成事業の遂行等)

第5条 障害者スポーツ団体等は、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他本協会長の助成事業遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。また、購入した備品の処分は一般的な耐用年数を経なければならない。

(助成金の請求及び助成金の交付)

第6条 障害者スポーツ団体等が、この助成金を請求する場合は、次に掲げる書類を本協会に提出するものとする。

障害者スポーツ団体等活動支援事業助成金請求書 (様式第6号)

本協会は、当該団体から助成金の請求書を受理したときは、内容を審査し、助成金を交付するものとする。

(事業の変更等)

第7条 助成事業内容の変更、中止、申請の取下げは、本協会長の承認を受けるものとする。なお、助成事業に要する経費の30パーセント未満の変更はこの限りではない。

(実績報告)

第8条 障害者スポーツ団体等は、助成事業が完了したときは、次に掲げる書類を事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は3月20日までに本協会長に提出するものとする。

- (1) 障害者スポーツ団体等活動支援事業実績報告書 (様式第7号)
- (2) 障害者スポーツ団体等活動支援事業助成金収支決算書 (様式第8号)
- (3) 助成対象経費に係る支払証拠書類(領収書等又はその写し)
- (4) 活動の様子が分かる写真や購入備品の写真

(助成金の額の確定)

第9条 本協会長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業が助成金の交付の決定の内容に適合するものであると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、障害者スポーツ団体等に通知するものとする。

(交付の決定の取消し)

第10条 本協会長は、障害者スポーツ団体等が助成金を他の用途に使用したとき、法令等又はこれに基づく処分に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 本協会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付等)

第11条 障害者スポーツ団体等は、助成金に係る収入及び支出が判る帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、本協会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30(2018)年5月24日から施行する。

この要綱は、平成5(2023)年6月24日から施行する。